

仕様書に対する質問・回答書

令和7年7月23日

業 務 名	岡山県警察学校庁舎及び岡山県警察学校射撃場で使用する電気の調達
-------	---------------------------------

問1 仕様書その他の特定電源割当証明書につきまして、「契約期間の上半期及び下半期の終了後、特定電源割当証明書を提出する」と記載がございますが、4半期に1回の取引結果が、毎年5月頃に取引市場から弊社に通知されるため、お客さまへの移転量を証明する特定電源割当証明書（別紙含む）も、年1回（6月下旬頃）に提出させていただくことになります。ご了承いただけますでしょうか。（非化石市場で取引している事業者は全てのスケジュールとなっております。）

答1 特定電源割当証明書は、契約期間の上半期及び下半期終了後に提出してください。ただし、提出時期については、落札者と協議の上、決定します。

問2 弊社が落札させていただいた場合、いただいている様式のご契約書とは別に、再生可能エネルギー電力供給に関するご契約書を別途締結いただくことになります。ご了承いただけますでしょうか。

答2 契約書（案）を基本とし、条文等の詳細については、落札後に契約者と協議することにし差し支えありませんが、別途契約書を締結することはできません。

問3 弊社が落札させていただいた際には、契約書に記載する単価は電力量料金単価と環境価値料金単価を分けて記載することになりますがご了承いただけますでしょうか。
（なお、弊社が電気料金請求の際に請求書に同封する電気料金計算内訳書には、電力量料金と環境価値料金が個々に記載されます）

答3 落札後、契約者と協議の上、決定します。

問4 弊社では電力量料金と環境価値料金を個々に計算するため、入札内訳書に環境価値料金項目を追加して良いでしょうか。
不可の場合、弊社の様式にて作成・提出してよろしいでしょうか。

答4 差し支えありませんが、端数処理は電力量料金と同様の取扱いとしてください。

問5 契約書（案）第10条のお支払期日につきまして、弊社供給条件では「支払義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。ご了承いただけますでしょうか。
また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。

答5 契約書（案）第10条のとおり、適正な請求書を受領した日から30日以内に支払うもの

とします。

問6 契約書（案）第15条の遅延利息につきまして、弊社の供給条件では「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10%の割合を乗じて算定して得た金額」と記載されております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。

答6 遅延利息については、契約書（案）第15条第1項のとおり、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとします。

問7 契約書（案）第15条第2項に、「遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする」と記載がございますが、弊社では端数処理を「円未満切り捨て」で請求させていただきます。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。

答7 遅延利息の端数処理については、契約書（案）第15条第2項のとおりとします。

問8 契約書（案）第11条「甲は、自己の都合により、本契約の全部又は一部を解除することができる」と記載がございますが、契約を解除する際に精算金が発生いたします。ご了承いただけますでしょうか。

答8 契約書に定めのない事項として、協議を行うことに差し支えはありません。

問9 消費税又は一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行いますかよろしいでしょうか。

答9 契約書に定めのない事項として、協議を行うことに差し支えはありません。

問10 仕様書や契約書（案）に記載されている燃料費調整額には、市場価格調整額と離島ユニバーサルサービス調整額が含まれているという認識でよろしいでしょうか。
（弊社落札後、中国エリアを管轄する旧一般電気事業者と同様に、燃料費調整額と合わせて市場価格調整額と離島ユニバーサルサービス調整額をご請求いたします）

答10 お見込みのとおりです。

問11 弊社落札の場合、電気料金のお支払いは納付書か口座振替でご対応いただくことは可能でしょうか。また、取引先銀行はどちらになりますでしょうか。

答11 支払方法は銀行振込です。
また、国庫金の取扱いは日本銀行が行っています。

問12 基本料金単価及び電力量料金単価につきまして、施設ごとに単価が異なる場合がございますが、ご了承いただけますでしょうか。

また可能な場合、契約書（案）第2条の契約単価の記載を変更いただくことは可能でしょうか。

答12 施設ごとに単価が異なることは差し支えありません。

また、契約書（案）第2条の契約単価の記載を変更することは可能です。